第二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項における電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（輸出貿易管理規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に改める。

一　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）

二　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）

三　商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）

四　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）

（鉱業法施行規則の一部改正）

第三条　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の六中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条」に改め、「（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削る。

第五十八条の七を削る。

（工業用水道事業法施行規則の一部改正）

第四条　工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に改める。

第二十九条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条」に改め、「（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）」を削る。

（電気工事士法施行規則の一部改正）

第五条　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三条の三第三項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

（割賦販売法施行規則の一部改正）

第六条　割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第百四十条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改める。

第百四十条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

（中小企業投資育成株式会社業務処理規則等の一部改正）

第七条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条」に改め、「（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削る。

一　中小企業投資育成株式会社業務処理規則（昭和三十八年通商産業省令第百四十三号）

二　石油需給適正化法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）

三　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）

四　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）

五　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第十号）

六　アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）

（経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第九条の三第二項、第十条第二項、第十五条第二項及び第二十条第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第二十条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第二十条の二第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第三項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第六条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「電子情報組織をいう。」を「電子情報処理組織をいう。以下同じ。」に、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項」を「経済産業省令第八号）第四条第三項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改め、「同項に規定する」を削り、「情報通信技術利用法第二条第三号」を「情報通信技術活用法第三条第五号」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用法第二条第四号」を「情報通信技術活用法第三条第六号」に、「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。